

国立大学法人京都大学内部監査規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(前 略)	
(監査の実施)	(監査の実施)
第3条 監査は、 <u>コンプライアンス部</u> が実施する。	第3条 監査は、 <u>監査室</u> が実施する。
2 (略)	2 (同 左)
(中 略)	
(監査の区分)	(監査の区分)
第5条 監査の区分は、定期監査及び臨時監査とする。	第5条] 2 (同 左)
2 定期監査は、毎年度実施する。	3 臨時監査は、総長が命じる事項又は監査を担当する <u>理事若しくは副学長</u> （以下「担当理事等」という。）が必要と認める事項について、隨時実施する。
3 臨時監査は、総長が命じる事項又は監査を担当する <u>理事若しくは副学長</u> （以下「担当理事等」という。）が必要と認める事項について、隨時実施する。	
第2章 監査の計画	第2章 監査の計画
(監査年次計画書)	(監査年次計画書)
第6条 担当理事等は、監査に当たっては、監査の基本方針、監査項目、監査概要その他必要事項を記載した監査年次計画書を年度ごとに作成し、あらかじめ総長の承認を得なければならない。ただし、当該年度において、総長が承認した後に必要となった臨時監査については、この限りではない。	第6条 担当副理事は、監査に当たっては、監査の基本方針、監査項目、監査概要その他必要事項を記載した監査年次計画書を年度ごとに作成し、あらかじめ総長の承認を得なければならない。ただし、当該年度において、総長が承認した後に必要となった臨時監査については、この限りではない。
(監査実施計画書)	(監査実施計画書)
第7条 担当理事等は、監査を実施するときは、あらかじめ監査実施計画書を作成しなければならない。	第7条 担当副理事は、監査を実施するときは、あらかじめ監査実施計画書を作成しなければならない。
2 前項の場合において、担当理事等は、前条ただし書の臨時監査を実施するときは、当該監査実施計画書について、あらかじめ総長の承認を得なければならぬ。ただし、担当理事等が特に緊急を要すると判断したとき等、あらかじめ総長の承認を得ることが困難であるときは、当該臨時監査の開始後速やかに、監査実施計画書について総長に報告するものとする。	2 前項の場合において、担当副理事は、前条ただし書の臨時監査を実施するときは、当該監査実施計画書について、あらかじめ総長の承認を得なければならぬ。ただし、担当副理事が特に緊急を要すると判断したとき等、あらかじめ総長の承認を得ることが困難であるときは、当該臨時監査の開始後速やかに、監査実施計画書について総長に報告するものとする。
第3章 監査の実施体制等	第3章 監査の実施体制等
(監査の統括及び監査員)	(監査の統括及び監査員)
第8条 監査は、総長の命により、担当理事等が統括し、 <u>コンプライアンス部</u> の職員及び <u>担当理事等</u> が委嘱する <u>コンプライアンス部</u> の職員以	第8条 監査は、総長の命により、担当副理事が統括し、 <u>監査室</u> の職員及び <u>担当副理事</u> が委嘱する <u>監査室</u> の職員以外の本学職員（以下「監査員」）

改 正 前	改 正 後
<p>外の本学職員（以下「監査員」という。）が実施する。</p> <p>（中 略）</p> <p>（他の監査機能との関係）</p> <p>第12条 <u>コンプライアンス部は、監事及び会計監査人と連携又は調整し、監査効率の向上を図るよう努めなければならない。</u></p> <p>（監査の通知）</p> <p>第13条 <u>担当理事等は、監査を実施するに当たり、あらかじめ監査の対象部局等の長（全学教員部にあっては、総長が指名する理事。以下同じ。）に文書により通知する。ただし、担当理事等が特に緊急を要すると判断したときは、この限りではない。</u></p> <p>（監査結果に基づく意見交換）</p> <p>第14条 <u>担当理事等又はコンプライアンス部の職員は、監査結果の説明及び問題点等の確認のため、監査の対象部局等との意見交換を行う。</u></p>	<p>という。）が実施する。</p> <p>（他の監査機能との関係）</p> <p>第12条 <u>監査室は、監事及び会計監査人と連携又は調整し、監査効率の向上を図るよう努めなければならない。</u></p> <p>（監査の通知）</p> <p>第13条 <u>担当副理事は、監査を実施するに当たり、あらかじめ監査の対象部局等の長（全学教員部にあっては、総長が指名する理事。以下同じ。）に文書により通知する。ただし、担当副理事が特に緊急を要すると判断したときは、この限りではない。</u></p> <p>（監査結果に基づく意見交換）</p> <p>第14条 <u>担当副理事又は監査室の職員は、監査結果の説明及び問題点等の確認のため、監査の対象部局等との意見交換を行う。</u></p>
<p>第4章 監査報告と措置</p> <p>（監査結果の報告）</p> <p>第15条 <u>担当理事等は、監査結果について監査報告書を作成し、総長に報告する。ただし、監査の結果、担当理事等が特に緊急を要すると判断した事項については、あらかじめ口頭をもって報告する。</u></p> <p>（監査結果の通知及び改善等）</p> <p>第16条 総長は、監査報告書の内容について、監査の対象部局等の長に通知する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 監査の対象部局等の長は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該措置等を実施し、その結果を<u>担当理事等</u>に書面により回答しなければならない。</p> <p>4 <u>担当理事等</u>は、前項の回答があったときは、当該回答を総長に報告する。</p> <p>5 <u>担当理事等</u>は、第3項の回答に基づき当該措置等の実施状況の確認を行う。</p>	<p>第4章 監査報告と措置</p> <p>（監査結果の報告）</p> <p>第15条 <u>担当副理事は、監査結果について監査報告書を作成し、総長に報告する。ただし、監査の結果、担当副理事が特に緊急を要すると判断した事項については、あらかじめ口頭をもって報告する。</u></p> <p>（監査結果の通知及び改善等）</p> <p>第16条] 2 (同 左) 3 監査の対象部局等の長は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該措置等を実施し、その結果を<u>担当副理事</u>に書面により回答しなければならない。</p> <p>4 <u>担当副理事</u>は、前項の回答があったときは、当該回答を総長に報告する。</p> <p>5 <u>担当副理事</u>は、第3項の回答に基づき当該措置等の実施状況の確認を行う。</p>
<p>第5章 雜則</p> <p>（実施規則）</p>	<p>第5章 雜則</p> <p>（実施規則）</p>

改 正 前	改 正 後
第17条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、 <u>担当理事等</u> が定める。	第17条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、 <u>担当副理事</u> が定める。 附 則（令和7年9月総長裁定） この規程は、令和7年10月1日から施行する。